

法律学科新入生の皆さんへ

2020 年度法律学科主任

大 澤 彩

(民法、消費者法)

1. はじめに

ご入学おめでとうございます。法政大学法学部法律学科へようこそ。

法政大学法学部法律学科はいわゆる五大法律学校（本学のほか、専修大学、中央大学、明治大学、早稲田大学の前身である学校をこう呼びます）の 1 つである東京法学校（後の和仏法律学校）という、法律実務家養成機関を発祥とする伝統ある学部学科です。まずは、この伝統ある大学で法律を学ぶことができることを喜んでください。

本来であれば皆さんの前で祝辞を述べたかったのですが、皆さんと皆さんのご家族、および、職員・教員をコロナウイルスから守るためにやむを得ず WEB での挨拶となりました。残念でならず、皆さんにも大変申し訳ないですが、ご理解いただけますようお願いいたします。しかし、こういった形での挨拶となったことを生かして、以下では法律学科で何をどのように学べばいいかについて、具体的に書きたいと思います。

2. 法律って何？法律を学ぶことはどのような意味があるのか？

皆さんは「法律」にどのようなイメージをもっていますか？「法律」は人々にサンクションを科すためのものであるといった印象や、紛争を解決するための「道具」であると思っている人も少なくないでしょう。そのイメージは間違っているわけではありません。しかし、法律は私達の社会をよりよいものにするために、国と私達市民の間の関係や、市民と市民の間の取引や生活のあり方、さらには国際社会に生きる私達が世界で果たすべき役割をも示すものです。例えば人権問題や環境問題をいかに解決するか、企業の経済活動や社会的責任についてどう考えるか、労働者や消費者の安全を守るにはどうすればいいのかといった、私達が社会で生きていく上で真剣に取り組まなければならない問題に立ち向かうのが法律学です。その際には、法律が海外の法律や法をめぐる哲学・歴史の上に成り立っていることも理解する必要があります。

今回のコロナウイルス問題では法的な知識や思考を要する問題が少なからず起きています。例えば、感染症予防の理由でイベントが中止になった場合に、イベントのチケットを持っていた人は主催者からチケットの代金を返してもらえるのかという問題も、法的な問題の1つです。イベントの主催者とイベントのチケットを買った人の間には「契約」が成立しています。ここで、感染症という、イベント主催者にもイベントのチケット購入者にも全く責任のない理由で契約が約束通りに実現されなかった場合に、その経済的リスクはどちらが負担するのでしょうか。法律を学ぶ際には、この問

題への解答を導くための知識（法律の条文やこれまでの裁判所の考え方）を身につけるだけでなく、その解答が果たして適切な考え方といえるかについても熟考することになります。例えば、イベント主催者がチケット購入者にチケット代金を全額返すと、主催者はイベント中止によって発生する損失を一手に引き受けることになります。しかし、一消費者であるチケット購入者も、チケット代金を返してもらえないと金銭的打撃を受けます。この問題の正解は 1 つとは限らず、法律の条文などをあてはめて答えを出して終わりとはならないことがわかるでしょう。また、今ある法律では対処できない問題も少なくありませんが、この場合にはどうするのでしょうか――。

以上の問題に限らず、テレビやインターネットで流れているニュースを見て、「これは法的な問題になるのではないか。どの条文の問題になるのだろうか？」といったように法的な問題を発見する能力を研ぎ澄まし、それに対して講義や自宅での学習で身につけた知識を使って自分なりの解答を導くことを、この 4 年間繰り返してください。法律を学んだ学生には、知識だけでなく問題発見能力や法的思考能力を身につけることが期待されており、社会に出ると法学部卒業生はそのような能力を持った戦力として期待されます。

3. 多種多様な開講科目とコース制

法政大学法学部法律学科は以上の知識や問題発見能力、法的思考能力を身につけた

い皆さんの気持ちに十分に応える科目を開講しています。憲法、民法、刑法といった基本科目だけではなく、会社や商取引のルールを学ぶ商法、紛争解決手続について学ぶ訴訟法、行政ルールを学ぶ行政法はもちろん、労働法、刑事政策、倒産法、環境法、教育法、知的財産法、消費者法、法と遺伝学といった先端・発展分野に関する講義（他大学にはない講義もたくさんあります）、国際関係について考える国際法科目、さらには国内外の法の背景にある思想や法生成の歴史を学ぶ法制史科目や外国法科目も充実しているのが法政大学法学部法律学科の特徴です。ぜひ興味のある科目を幅広く受講して下さい。

しかし、科目が多種多様に過ぎてどの科目をとればいいのか、悩むことも多いと思います。そんな皆さんのために、法律学科では「ガイドライン型の」コース制を設けています。そこでは皆さんの進路や関心に応じてどの科目を中心に学ぶ必要があるかを示していますが、コースを選んで登録しなければならないわけではなく、あくまで科目選択の参考にしてほしいと考えて作ったガイドラインです。詳しくは以下のHPをご覧下さい。

<https://www.hosei.ac.jp/hogaku/gakka/horitsu/tokushoku/>

コースには、「裁判と法コース」、「行政・公共政策と法コース」、「企業経営と法（商

法中心)コース」、「企業経営と法(労働法中心)コース」、「国際社会と法コース」、
「文化・社会と法コース」の6つがあり、皆さんの進路に応じて、何年次にどの科目を重
点的に履修すればいいかを示しています。例えば、会社員を目指すのであれば「企業経
営と法(商法中心)コース」で書かれているように、ビジネスに関連する法律(民法、
商法など)は履修しなければなりません。公務員を目指すのであれば、「行政・公共政
策と法コース」で示されているように、憲法・民法・刑法のほか、行政法もしっかり勉強
する必要があります。どれか特定のコースを選んで登録するというわけではないので、
進路変更や関心の幅の広がりに応じて柔軟に科目を登録できます。

なお、弁護士・裁判官・検察官といった法曹を目指す学生さんは、2年次からは本学
の「法曹コース」への所属を検討して下さい。法律学科法曹コースとは、法曹を目指す
学生を対象に「法学部3年間+法科大学院2年間」の5年一貫教育を行う法曹養成制度
であり、この制度を利用すると5年一貫教育に司法修習1年を加えた最短6年で法
曹になることが可能です。このコースでは、法科大学院と連携した体系的な教育課程
を履修することができ、優秀な成績で卒業所要単位を修得した場合には、法科大学院
に入学する際に、法律学科を3年で早期卒業し、「特別選抜」を受験することができます。
このコースに応募するためには1年次終了までに、1年次に配当されている法律学
科の専門科目で、「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「刑法総論Ⅰ」、「契約法Ⅰ」、「民事法総論」ま
たは「不法行為法」の単位をすべて修得しなければなりません。このコースに興味があ

る学生さんは、法学部担当窓口や一部授業でのアナウンスに注意しておいて下さい
(説明会などを行うことがあります)。

※参考までに、2020年度の募集要項をご覧ください。

<https://hosei.study.jp/wp-content/uploads/900bfeca615375faf97b5e0a9f2df210.pdf>

4. 講義・演習への心構え

高校までの授業と大学での授業の違いは2点あります。

第1に、1クラス300人にも及ぶ大講義が多く、そこでは必ずしも(高校のように)教科書を読みながら授業が進められるとは限りません。そうすると、皆さんは教員の話聞いて知識や考え方を身につける必要があります。では、どうすればいいでしょうか。私はノートをとることを学生さんに勧めています。具体的には、講義を聴いてノートを取り、家に帰ってノートを落ち着いて整理するというものです。復習時にノートを整理する中で、「どうしてこのようなルールになっているのだろうか」「もっといいルールがあるのではないか」といった疑問がわいてくるはずですが、これらの疑問もノートに書き込み、後日教員に質問したり、友達と議論してみてください。また、いきなり講義に来てノートをとろうとしても、初めて聞く言葉ばかりで混乱したまま100分が終わってしまいます。こうなることを防ぐためには教員が指示した教科書の該当ページや参考文献・判例(裁判所が出した過去の判決)を予習してください。このような方

法で学習に取り組めば、講義は決して一方通行のものではなく、双方向の充実したものになります。

第2に、大学の授業では「演習」や「ゼミ」と呼ばれる科目があります。一般には20名前後の学生が集まり、多様なテーマについての報告とディスカッション中心で展開されます。法律学科では法学入門演習をはじめ、3・4年次から始まる（2年次から履修することができるものもあります）演習を開講しています。ここではまさに「問題発見能力」と「法的思考能力」を全面的に鍛えます。学生同士の議論やレポートの執筆によって、自分の考え方をまとめるとともに、他の学生さんの意見に触れてさらに考察を深めることとなります。議論やレポートを執筆するためには、過去の文献や判例に触れる必要があります。法政大学図書館のサイトでは文献や判例を検索するサイトへのリンクが貼られています。文献の調べ方についてのガイダンスも行われています。図書館を大いに活用しましょう。ただし、先人の研究に学んで報告をしたり、レポートを書く以上、誰のどの文献の何頁から考え方を引用したのかはきちんと示しましょう（そうしないと「盗作」になります）。

5. おわりに

大学生活は社会に出る前の最後の学習ステージです。高校までの授業とは異なり、1つとは限らない正解を導くべく自分で考えてみることや、周りの学生と議論して法的

思考を深めることが求められます。

よく「大学生活は人生で一番時間がある」と言われます。それは間違いではなく、実際に大学生活では大学での学習だけではなくサークル活動、アルバイト、ボランティア、旅行といったいろいろな経験をして欲しいと思っています。また大学時代に出会った友達が一生の友達になることも多いです。皆さんにとって、大学でたくさんの出会いがあることを祈っております。しかし、一番時間がある時だからこそ、一生懸命知識を身につけ、問題を発見し、それを解決することにじっくりと時間を使うことができる時期でもあります。社会に出ると仕事や家庭生活におわれ、自分の仕事の必要上、仕事に関する事柄を少ない時間で勉強するのが精一杯になります(勉強する時間すらとれないと嘆いている社会人も少なくなく、私自身も「大学時代にもっと勉強しておけばよかった」と後悔することがあります)。貴重な時間を存分に使って学習に取り組んでください。

今後、大学生活で不安なことがあれば、皆さんの周りにいる教員・職員に相談してください(私は1年生の半分の学生さんとは民法の授業でお会いします。またオフィスアワーでの相談も歓迎します)。また、学習についてだけではなく生活での不安を感じることもあると思います。例えば、奨学金の相談や学生生活上の悩みを聞いてくれる窓口があります(詳しくはHPを見てください)。さらに、大学生を狙った詐欺商法も多くので注意してください(国民生活センターや東京都の消費生活センターのサイ

トで気をつけなければならない手口が紹介されています)。

皆さんが充実した4年間を過ごすことを祈っております。